


所管部課	企画財政部 企画課	部長	田代 雄己					
件名	東大和市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について							
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項				
関係事項	条例規則							
	部課機関							
<p>1 要旨</p> <p>平成34年度を初年度とする「(仮称) 東大和市新総合計画」の策定に当たり、計画を実効性のあるものとするためには、総合計画審議会において、より幅広い年齢層からなる市民の意見や多分野の学識経験者の知見等を活用し、調査審議を行うことが望ましい。</p> <p>このことから、審議会委員の構成を見直し、条例に定める委員の内訳を改めるものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>第4条に定める東大和市総合計画審議会の委員の内訳を改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">改正前</td> <td>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 学識経験者 6名以内 (2) 市議会議員 4名以内 (3) 公募による市民 3名以内 (4) 市の職員 2名以内</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 学識経験者 8人以内 (2) 公募による市民 7人以内</td> </tr> </table> <p>その他、条例中の人数の表記「名」をすべて「人」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成31年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 総合計画審議会において、より幅広い年齢層からなる市民の意見や多分野の学識経験者の知見等を活用することで、より一層実効性のある計画を目指した調査審議を行うことができる。</p>					改正前	第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 学識経験者 6名以内 (2) 市議会議員 4名以内 (3) 公募による市民 3名以内 (4) 市の職員 2名以内	改正後	第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 学識経験者 8人以内 (2) 公募による市民 7人以内
改正前	第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 学識経験者 6名以内 (2) 市議会議員 4名以内 (3) 公募による市民 3名以内 (4) 市の職員 2名以内							
改正後	第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1) 学識経験者 8人以内 (2) 公募による市民 7人以内							
2 経過 (現時点に至るまでの経過) 文書課審査済み。								
3 留意事項 (問題点等)								
4 主管部処理案 (検討結果等) 平成31年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。								
5 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。